

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧 (水産業基盤整備課) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等について 二

告 示

○宮城県告示第百二十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十八年二月十六日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇三六九	ケアホームいちいの黒川郡富谷町富ケ丘二丁目十番十五号	共同生活援助	医療法人社団 清山会	平成二十八年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百二十九号
農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月一日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十八年二月五日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第百三十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第四項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同条第五項の規定により同条第四項の縦覧期間満了の日までに、宮城県に対し意見書を提出することができる。
平成二十八年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県南部地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧期間

平成二十八年二月十七日から同年三月十五日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

三 縦覧場所

宮城県農林水産部水産業基盤整備課

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年二月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大曲字塚の内南八十番四、百四十二番三、百四十二番四、百四十二番五、百四十三番一

登米市豊里町新町一番一
有限会社きたかみ葬儀社

選挙管理委員会

○宮選管告示第十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一公立志津川病院の項を削る。

別表第一美里町立南郷病院の項の次に次のように加える。

南三陸病院

本吉郡南三陸町志津川字沼田一四番地三

附 則

この告示は、平成二十八年二月十六日から施行する。